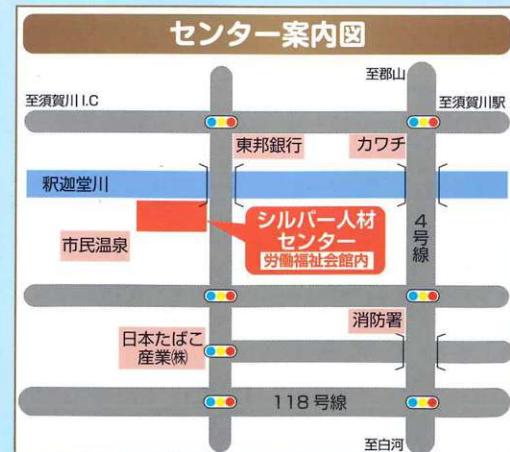


シルバー人材センターの受託事業（シルバー事業）としてシルバー会員が就業する仕事は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢法）」により「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（第41条）」と定義されています。



# シルバーパワーが 街をまるごと元気にします



公益社団法人  
須賀川市シルバー人材センター

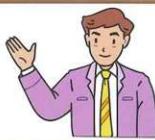
〒962-0028 福島県須賀川市茶畠町65番地  
TEL (0248) 76-1992  
FAX (0248) 76-1993

# シルバー人材センターは さまざまなお仕事を お引受け致します。



Q シルバー人材センターとは？

A 国・県・市町村からの支援を受けて運営されています。



センターは地域の高齢者が共働・共助し合うことによって高齢者の就業を通じて福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体であり、地域社会に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体等から引き受け、これをセンターに加入している会員の希望や能力に応じて提供するという仕組みです。

Q お仕事をお願いしたいのですが？



A 仕事は、個人・企業・商店・公共団体など、どなたでも受注できます。



臨時の・短期的、又は軽易な業務に係るもので、高齢者に向いた仕事を請け負っています。発注者と会員の間には雇用関係はありませんので、仕事での負傷や事故に関しては、センターが加入している「シルバー保険」で対応いたします。  
お引き受けした仕事はセンターが責任を持って完成（遂行）いたします。

## お申し込みからお支払いまで

お申し込み お気軽にお電話ください。



相談見積り 可能な限りセンターから伺います。

契約 事務手続きなどはセンターが行います。

就業 会員はあらかじめお約束した仕事だけを行います。  
仕事の内容が変わるとときはセンターにご連絡ください。  
作業完了後、就業報告書に署名・捺印をお願いします。

お支払い 後日、請求書を郵送します。

Q シルバー人材センターに入会したいのですが？  
(会員になりたいのですが?)

A 下記に該当される方なら誰でも入会する事ができます。  
お気軽にご連絡ください。



- 原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方。
- シルバー人材センターの趣旨に賛同した方。
- 入会説明を受け、入会申込書を提出した方。(理事会の入会承認が必要です)
- 定められた会費を納入していただける方。



Q シルバー人材センターって  
どんなお仕事をするの？

### 技能を必要とする分野

- ・ひすま・障子・網戸張替
- ・大工・左官工事
- ・ペンキ塗り
- ・植木剪定・手入れ
- ・和洋裁など



### サービス分野

- ・子守
- ・高齢者の話し相手
- ・簡単な介護・食事作り
- ・病院の付き添い介助
- ・介護ベッドの移動
- ・産前産後の介助
- ・ペットの世話
- ・家事手伝い  
(掃除・洗濯・買物など)



### 屋内外の一般作業

- ・公園清掃
- ・庭の水やり・除草・草刈り
- ・農作業
- ・包装など



### 管理分野

- ・公民館・公共施設管理
- ・スポーツ施設管理
- ・駐車場・駐輪場管理
- ・物品管理など



### 折衝・外交分野

- ・広告などの配布
- ・検針
- ・アンケート調査
- ・店員・店番など



### 事務分野

- ・文書管理事務
- ・宛名書き
- ・毛筆・筆耕(賞状書きなど)
- ・受付事務など

